

京都市告示第 376 号

土壤汚染対策法第 6 条第 4 項の規定に基づき、平成 22 年 12 月 10 日付け京都市告示第 319 号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除します。

平成 23 年 1 月 14 日

京都市長 門川 大作

1 指定を解除する区域

京都市南区久世東土川町 1 番 1 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)